

## 只木ゼミ春合宿第4問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

### I. 反対尋問

- 5 1. 実行行為が複数あるときに、それらをどのように検討すべきかが問題となっているにもかかわらず、弁護側は危険の現実化説の解説に終始しており(弁護レジュメ2頁6行目以下)、C説を採用しない理由を何ら述べていない。なお、C説は、第二行為を介在事情として第一行為と結果との因果関係を考える説である。
- 10 2. 弁護側は危険の現実化説を採用しない(弁護レジュメ2頁10行目)としておきながら、乙の罪責を検討するにあたって本説を採用している(弁護レジュメ4頁20行目以下)が、これはどういうことか。
- 15 3. 弁護側は「気絶した者を砂浜に捨てたとしても、窒息に至るほどの砂末を吸引することは通常考えられないものであり、たとえ砂末を吸い込んだとしても必ず窒息死するとも言えない」(弁護レジュメ4頁23行目以下)としておきながら、「意識を失っている幼児を砂浜に放置することは、砂末を吸引するなどして死に至る現実的危険性を有する行為である」(弁護レジュメ3頁1行目)と認定しているが、これは矛盾していないか。
- 20 4. 弁護側は乙の放置行為を検討する際(弁護レジュメ3頁35行目以下)には検察側と同じように甲の第2行為を介在事情として因果関係の有無を判断しているのに対し、甲の第1行為を検討する際(弁護レジュメ2頁23行目以下)にはこのような判断をしていないが、これはいかなる理由によるものか。

以上